別表六の二（二十六）　記載要領

1　この表は、連結法人が震災特例法第25条の３第１項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第25条の３の２第１項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の３の３第１項（連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち特定給与等の額　⑷」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額　⑶」の金額のうち平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に震災特例法第25条の３第１項に規定する指定を受けた連結法人が当該指定をした同項に規定する認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同項に規定する復興産業集積区域（同項に規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する同項に規定する産業集積事業所に勤務する同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額を記載すること。

3　「福島県知事の認定又は確認を受けた日　⑺」の欄は、震災特例法第25条の３の２第１項の規定の適用を受ける場合には「又は確認」を消し、震災特例法第25条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消すこと。

4　「税額控除限度額　$\left((14)-(15)\right)\times\frac{10}{100}+(15)\times\frac{7}{100}$　又は　$(18)\times\frac{20}{100}$　⑲」の欄は、震災特例法第25条の３第１項の規定の適用を受ける場合には「又は　$(18)\times\frac{20}{100}$」を消し、震災特例法第25条の３の２第１項又は第25条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「$\left((14)-(15)\right)\times\frac{10}{100}+(15)\times\frac{7}{100}$　又は」を消すこと。

別表六の二の表中「当期の法人税額（別表一の三「４」）」を「当期の法人税額（別表一の三「４」－別表六（五の二）「５の③」）（マイナスの場合は０）」に、「所得金額又は欠損金額（別表四「49の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）」に改める。

別表七㈠の表中「所得金額控除限度額　(1)×50、55又は100/100」を「所得金額控除限度額　(1)×50又は100/100」に、「欠損金額（別表四「49の①」）」を「欠損金額（別表四「47の①」）」に、「当期の欠損金額（別表四「49の①」）」を「当期の欠損金額（別表四「47の①」）」に改め、同表の記載要領第二号中「「所得金額控除限度額　(1)×50、55又は100/100　(2)　」」を「「所得金額控除限度額　(1)×50又は100/100　(2)　」」に改め、「平成30年４月１日以後に開始する事業年度で」及び「。以下この号において同じ」を削り、「、55又は100」を「又は100」に、「同日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、」及び「又は100」を消し、中小法人等事業年度に該当する」を「その他の」に、「「50、55又は」を「「50又は」」に改める。

別表七㈠付表１の記載要領第八号中「平成25年４月１日以後に法第57条第３項又は第４項の支配関係を有することとなつた場合（」を削り、「に限る。）にあつては」を「には」に、「それ以外の場合にあつては」を「その他の場合には」に改める。

別表七㈡の記載要領第１号及び別表七㈢の記載要領第１号中「場合（」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の」を加える。

別表七の二の表中「連結欠損金額（別表四の二「56の①」）」を「連結欠損金額（別表四の二「54の①」）」に改める。